

土 木 環 境 委 員 会 記 録  
< 第 2 号 >

令和 4 年 第 1 回 沖 繩 県 議 会 ( 2 月 定 例 会 )

令和 4 年 3 月 7 日 ( 月 曜 日 )

沖 繩 県 議 会

## 土木環境委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 令和4年3月7日 月曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午前10時57分

---

### 場 所

第2委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 2 乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

---

### 出席委員

副委員長	下地康教君
委員	仲里全孝君
委員	座波一君
委員	呉屋宏君
委員	玉城健一郎君
委員	島袋恵祐君
委員	比嘉瑞己君
委員	崎山嗣幸君
委員	金城勉君

委員外議員 なし

---

欠席委員

瑞慶覧 功 君  
照屋 守之 君  
新垣 光栄 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長 島袋善明君  
技術・建設業課長 玉城守克君  
港湾課長 下地良彦君

---

○下地康教副委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第30号議案及び乙第31号議案の議決議案2件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案2件については、先日開催された本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第30号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

島袋善明土木建築部長。

○島袋善明土木建築部長 本日は、サイドブックに掲載されております資料1議案説明資料（土木環境委員会）及び資料2-1、2-2により御説明いたします。

ただいま通知しました資料1議案説明資料（土木環境委員会）をタップし、資料を御覧ください。

それでは、スライドしていただき、1ページを御覧ください。

乙第30号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを御説明

いたします。

本議案は、令和元年第5回沖縄県議会で乙第11号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2）の契約金額15億1558万円を2244万1100円減額し、14億9313万8900円に変更するものであります。

変更内容は、架設桁損料日数の変更及び架設桁の支持台基礎ぐいの高止まり等による減額を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○下地良彦港湾課長 お手元の配付資料2-1により御説明します。

1 ページ目を御覧ください。

上段左側より事業箇所の位置図、事業概要・工事概要、右側に今回工事部分の橋梁上部工断面図を表示しております。また、下段側は、橋梁全体の側面図及び平面図を表示しております。

当該工事は、側面図及び平面図に赤色で示す箇所となっており、4車線中、人工島に向かって、左側2車線のP15橋脚からA2橋台に柱頭部現場打ち桁を4基整備し、桁（セグメント）9個の製作と、他工事で製作された桁（セグメント）12個と合わせた21個の桁（セグメント）約70メートルを架設する工事となっております。

2 ページ目を御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明します。

まず1点目に、架設桁損料の減であります。

架設桁は、桁（セグメント）の架設工程で示すとおり、桁（セグメント）の架設地点までの移動や架設する際に使用する設備であります。当初は、架設桁の損料日数を13か月間として算定していましたが、前工事の影響により損料日数が11か月間と2か月間短縮となったことにより、損料が減額となっております。

3 ページ目を御覧ください。

次に、架設桁の支持台基礎ぐいの高止まりに伴う工事費の減であります。

工場で製作された架設桁は、人工島に設置した支持台上で組立てを行った後、橋脚上へ移動し、桁（セグメント）の架設を行います。

上段は架設桁の組立完了状況を前方及び後方から見た写真であり、下段左側は架設桁支持台の完成状況となっております。今回、下段右側の写真に示すとおり、支持台の基礎ぐいの高止まりが生じたため減額となっております。

4 ページ目を御覧ください。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2）の2月時点の進捗状況の写真となっております。

5 ページ目を御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の減額は、2244万1100円となっております。

以上で、乙第30号議案の説明を終わります。

○島袋善明土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○下地康教副委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第30号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 よろしくお願ひします。

今回は減額の提案なんですけれども、よく分かっていないんですけど、これ普通は増額補正はよくあるんですけど、今回減額になっているのは、この高止まりによる減額という説明ですけれども、もうちょっと分かりやすく説明していただいけませんか。工事の量が減ったのか、期間が短くなったのか、機材が減ったのか、ちょっとよく分からないので説明いただけますか。

○下地良彦港湾課長 架設支持台の基礎ぐいについては、1本当当たりの延長を支持地盤まで打ち込む必要な延長として大体20メートルから36メートルとして想定しておりました。今回は、現場で実際に施工いたしますと、3メートルから5メートル程度の高止まりとなったことから、所定の必要な高さでの位置でくいを切断して廃材処分したというところでございます。その処分費用を減額したというところでございます。

○金城勉委員 どうもよく分からんな。その業者の皆さんからすると、資材が予定の分量よりも少なくて済んだのか、工事費が予定より少なくて済んだのか、その辺のところはどうか。

○下地良彦港湾課長 資材一高止まりに伴って不要となった現場の資材については、スクラップ処理を行います。そのスクラップ処理をした場合には、買取価格というのが出てきますので、その分を減額したというところでございます。

○金城勉委員 ところで、この工事については沖縄市が非常にもう今や遅しということで非常に待ち望んでいるんですけども、この工事の進捗状況、そして完成のめど等について御説明をお願いします。

○下地良彦港湾課長 橋梁整備の進捗状況については、令和3年度末の予定で約64%となっております。完成については、令和5年度に暫定での供用と。暫定で工事が終わると。2車線の工事が終わると予定しております。全体の橋梁の整備工事の完了については、令和7年度を予定しております。

○金城勉委員 令和5年度の完了と、令和7年度の完了という、これはもうちょっと細かく説明してください。

○下地良彦港湾課長 令和5年度は暫定で2車線の完了ということになります。全体、4車線で完了するのが令和7年度を予定しております。

○金城勉委員 埋立工事そのもののスケジュール、完成のめどはどうか。

○下地良彦港湾課長 県の整備します埋立区域については、令和11年度の完了を予定しております。

○金城勉委員 全体はどうか。

○下地良彦港湾課長 埋立事業については、県及び国で埋立工事をやっております。県については令和11年度ということで整備を進めていますが、国については現在約半分程度を令和4年度までに埋立てを終えるということで聞いておりました。最終的な埋立ての年度についてはまだ報告を受けておりません。

○金城勉委員 先日マスコミ報道で一ちょっと記憶忘れたんですけども、いついつ完了予定というのがありましたね。それはつかんでないですか。

○下地良彦港湾課長 県分の埋立事業については令和11年度ということでございます。

○金城勉委員 国はまだ。

○下地良彦港湾課長 国の予定については、まだ決定はしていないというふうに聞いています。

○金城勉委員 それと、土地利用計画について沖縄市と県のほうでいろいろやり取りがあったと思うんですが、その辺の協議の状況をちょっと教えてもらえますか。

○下地良彦港湾課長 沖縄市において、令和2年度に土地利用計画の検証を行っております。その後に、中城湾港港湾計画に定められた規定の土地利用について計画の変更を行うということで、これについても今年度中に港湾計画の変更を行っていきたいと考えております。

○金城勉委員 ということは、沖縄市と県のすり合わせというか、その利用計画の変更もほぼ協議が調うというふうに受け止めていいですか。

○下地良彦港湾課長 沖縄市が検証いたしました土地利用計画に基づいて港湾計画を変更する作業を進めております。それについてはもう今年度中に港湾計画の改定をするということで、沖縄市とも調整を済ませております。

○金城勉委員 ありがとうございます。  
以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。  
座波一委員。

○座波一委員 先ほどの説明で、支持層が26から36を想定していたものが、三、四メートルで止まったから、その分が浮いた分の原料の処分費であったと。買

取りになったということでの減額。それは17ポイントのことですか。P17のことですか。1か所のこと。

○下地良彦港湾課長 今回のくいが短くなったというのは、橋梁本体のくいではなくて、架設桁を製作するために設置いたしました架設桁の支持台のほうになります。

○座波一委員 架設ね。

ただ、その他十四、五ポイントあるわけだけど、そこら辺—1か所だけそういった現象が起こったのかな。あまりにも、26メートル以上を想定していて、かなり浅い支持層だったわけですけど、ほかにもありそうなんだけど。

○下地良彦港湾課長 架設支持台については資料の3ページを見ていただきたいと思いますが、この架設桁の組立て状況の写真になっていますけれども、支持台については4基を設置しております。その中で、くいの長さですけれども、30メートルから35メートルと—当初の想定していたくいの長さよりも5メートル程度短くなったということで、全体が5メートルになったわけではなくて、短縮したのが5メートルというところでございます。

○座波一委員 35メートルが四、五メートルになったということではないんですね。

○下地良彦港湾課長 はい、35メートルを想定していたのが30メートル程度になったということでございます。

○座波一委員 分かりました。

次ですね、この泡瀬地域にもともといたトカゲハゼの生息地域なんですが、その保全に対する対応策というのは—これは環境部だと思うんだけど、これはこの環境部の中でも、まだ恐らくこれは指定されてない、保護指定されてないから、この工事の中でいかに保全するかということだということ聞いたんですけど、そこはどうなんですか。どういう保全対策が取られているんですか。

○下地良彦港湾課長 トカゲハゼの保全については、毎年モニタリング調査を行っております。この中で、毎年のトカゲハゼの保全、生息状況は確認をしております。また、工事に際しては4月から7月の間というのは海上工事を中止



いたしまして、トカゲハゼの保全に配慮するような工事の方法を取っております。

○座波一委員 保全地域がどうなっているかというのは、今資料持っていないとは思いますが、そういうふうな対策、対応を取っている地域を確保しているんですか。それとも全域、その範囲内でやっていることなのかな。

○下地良彦港湾課長 泡瀬地区の当初の埋立てについては、約180ヘクタールの埋立てを計画しておりました。その後、トカゲハゼの生息あるいは鳥類の採餌あるいは休憩地、そういったところの区域が広がっているということがありまして、埋立計画を約半分に縮小して、その部分については保全をするような環境への配慮をするといったような計画の変更をしております。

○座波一委員 トカゲハゼの生息地域の中で、その工事が行われているということであるのは間違いないと思うんですが、だからその中で、保全に向けて工夫をしていると。これはトカゲハゼというのは天然記念物でしょう。それでいいんですか。いいからやっていると思うけど。

なぜ私がこれを聞いているかというと、中城湾の中で、トカゲハゼが生息しているのはここと佐敷湾なんですよね。佐敷。港湾改定計画の中でも、この地域は工事を進めていって、この向こうの佐敷地域はこのトカゲハゼの問題で計画すらおぼつかないという事態に今なっているわけですね。なぜここで、トカゲハゼのところの生息については保護をあまり前面に出さないで、向こうで保護を中心的にやっているかという、素朴な疑問が出てくるわけです。それは、何を意味しているのか。港湾改定計画にもこれが影響されているんじゃないかと懸念しているわけですよ。そこ説明つきますか。

○下地良彦港湾課長 泡瀬地区の埋立事業については、環境の保全等に配慮しながら埋立面積を縮小したりそういったことをしながら事業を進めております。また、工事内容についても、トカゲハゼの繁殖期間を除いた期間で工事を整備するとか、そういったことでトカゲハゼについても配慮しながら工事を進めているところでございます。

佐敷東地区については、トカゲハゼの保全という観点もありますし、また市のほうからも土地利用の計画の見直しというような要望もございましたので、その辺も勘案しながら港湾計画の変更を行ってきたというところでございます。

○座波一委員 地元からは、このままではいけないという要望が出ているわけですね。何も埋立てしなさいと言っているわけじゃなくて、護岸の整備と同時に、この道路の問題もそこには要望が出ているわけですよ。しかしながら、そういうのを理由に、県はトカゲハゼのこの保全地を完全にこっちに移しているんじゃないかということがあるわけですね。泡瀬のこのトカゲハゼも、全て佐敷地域に持ってきて、ここで保全しようじゃないかというような考えを持っているのかなということすら考えられるわけですね。そうすると、佐敷東地区の今の現状は全く変わらないということになるから、今の泡瀬を今工事している発想でもってやれば、ちゃんと自然環境に配慮してやるということができるといふことであれば、佐敷東地区も可能かと聞きたいわけですね。それ配慮してやっているのでしょう、泡瀬も。だから、佐敷東地区もできるんじゃないか、これ当然そう考えますよ。

○下地良彦港湾課長 佐敷東地区については、土地利用の計画上、地元の要望等を踏まえて港湾計画から削除するということで今港湾計画の改定を進めているところでございます。その後の南城市のほうからの要望に対する河川の閉塞あるいは老朽化した護岸の改築等については、今後引き続き地元南城市と調整をしながら、どういった整備ができるのか、その辺を検討するというところで、調整会議を今後も引き続き行っていくというふうにしておりますので、その課題に対しては、その調整会議の中で解決していきたいと、課題について取り組んでいきたいと思っております。

○座波一委員 地元からは、この保全地域に指定されるようなことが今あってはならないと考えているわけですね。ですので、最低限度のやるべきこと、そのほうがまた長期的に環境保全になっていくものですから。今の状態ではもうトカゲハゼもどんどん減ってきて、住環境も、人間に与える環境も悪くなっているということも、地元からさんざん要請が出ているはずなんですよ。そういうことを整備しながら、この地域はトカゲハゼがいるからできないというようなことにはならないように、そこは港湾改定がなされて外されて、これで終わりじゃなくて、これからやらなければいけない問題があるということ認識しているということをぜひ答弁でお願いします。調整会議で総合的に考え、そこを開発と自然を両立させるという前提で考えていくという方向で取り組むというふうには、ぜひともそういう方向で示してほしいんですけど。

○下地良彦港湾課長 南城市の佐敷東地区についてのその要請、課題については、地元のほうからいろいろな課題を受けております。その辺についても、今現在南城市のほうと調整会議の中でこの取組についてを調整しているところでございますので、その老朽化した護岸の整備、あるいは河口閉塞の問題等々についても、引き続き南城市と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○座波一委員 以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第30号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第31号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

島袋善明土木建築部長。

○島袋善明土木建築部長 続きまして、通知をタップし、資料1の2ページを御覧ください。

乙第31号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを御説明いたします。

本議案は、令和2年第6回沖縄県議会で乙第5号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その4)の契約金額19億7890万円を5848万4800円増額し、20億3738万4800円に変更するものであります。

変更内容は、特記仕様書に基づき週休2日の取組による間接工事費の補正等による増額を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○下地良彦港湾課長 説明に入る前に、事前に配付いたしました資料に訂正がございますので、御説明いたします。

資料2-2の1ページの上段中央の事業概要・工事概要のうち、下段の(上

部工その4) 工事概要の部分のぼつの1の最後の部分に、セグメント61個としておりましたが、正しくは57個でありますので訂正いたします。

申し訳ございませんでした。

それでは、提出議案の概要を説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

当該工事は、側面図及び平面図に赤色で示す箇所となっており、4車線中、人工島に向かって、左側2車線のP9橋脚からP12橋脚に柱頭部現場打ち桁を4基整備し、桁(セグメント)112個の製作と、57個の桁(セグメント)約210メートルを架設する工事となっております。

2 ページ目を御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明します。

土木工事における週休2日試行工事の実施に伴う間接工事費等の増であります。

建設業界は将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められております。このため、県では企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日の普及に向けて、効果や課題を把握するための取組として週休2日試行工事を実施しております。

本工事においては、休日取得の実績及び今後の見込みにより、4週7休以上、4週8休未満の達成状況が確認されたことから、間接工事費等の補正に伴い増額するものであります。

3 ページ目を御覧ください。

県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その4)の2月時点の進捗状況の写真となっております。

4 ページ目を御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は5848万4800円となっております。

以上で、乙第31号議案の説明を終わります。

○島袋善明土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○下地康教副委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第31号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 先ほどの説明の2ページのところなんですけれども、今回週休2日試行工事の実施をしたということで補正ということなんですけれども、この週休2日の試行工事というのは、具体的にいつから始まっているんですか。

○下地良彦港湾課長 土木建築部では、平成29年11月以降発注する土木工事において、週休2日工事を実施しております。その後、平成30年10月以降より、原則的に全工事で週休2日の工事試行を行っているところでございます。

○島袋恵祐委員 今週休2日ちゃんと取るということは、これはやはり労働環境を改善する意味でも、本当に普及するべきことだということを私は思います。それで、この週休2日の試行工事ということで、これはほかの一例えば区間とか、そういったところというのは実施はされているんですか。

○下地良彦港湾課長 ほかの工区においても取組を進めている工事もあります。

○島袋恵祐委員 今回補正するということなんですけれども、初めの段階で工事を入札をして、初めの段階ではそういった週休2日の計算というものというのは、今回はされていなかったからこういう補正になったという理解でいいんですか。

○下地良彦港湾課長 週休2日の試行工事については、発注者指定の場合と受注者希望の場合というのがございます。今回の工事については受注者希望としてやっておりますので、現場のその閉所の達成状況に応じて、精算変更時に労務費のほうの経費を補正するというところでございます。

○島袋恵祐委員 週休2日、今試行工事をやっているということなんですけれども、気になるのは、この労働時間。労働時間は基本何時から何時までなんですか。1日の、何時から何時までの工事。

○下地良彦港湾課長 すみません、今具体的なその時間についてちょっと資料を持ち合わせておりません。

○島袋恵祐委員 やっぱり工事を予定までに進めるということで、週休2日に

することによって逆に労働時間が一残業が当たり前になっているような環境になっていたら、それはそれでまた是正はしないといけないと思うんですけど、そういったことになっていないかどうかというのは分かりますか。

**○下地良彦港湾課長** この週休2日工事の取組については、働き方改革の実行計画に基づいてこういった取組をしていくということにしております。ですので、その働き方改革につながらないようなことについては、現場のほうも考慮しているものと考えます。

**○島袋恵祐委員** 働き方改革のものでということ、現場のほうも考慮しているということなんですけれど、やはり皆さんのほうでも、そういった仕事のきちんと労働時間を守ってやっているかどうかだったりとか、あと週休2日でやっているというけれども、本当にそれがちゃんとされているかどうかということも、きちんとやっぱり皆さんのほうで点検していかないといけないと思います。そして、やはりもう始まる一入札をする段階で、きちんこの週休2日をちゃんと守って工事をしますというところも、きちんと明記をされた、そういった会社の皆さんに、ちゃんと工事を請けてもらうというところで、きちんこの労働時間、休みもちゃんときちんと保障するようなところを、初めからそれも含めた予算というんですかね、そういったものをきちんと実施できるような会社を選んでいくような、そういった仕組みもきちんと皆さんのほうでやってもらいたいというふうに思います。本当に労働時間が長くなることとかで、やっぱり体を壊したりとか。そういったことも起こりますので、きちんと働き方改革というのであれば、労働環境を守っていける、守るという仕組みを初めからきちんと取っていく、それを普及していくということをしっかりやってもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

**○島袋善明土木建築部長** 建設業界におけるこの働き方改革というのは、非常に我々も重要だと考えております。現在、週休2日の取組ですとか、あるいは社会保険の加入状況の確認ですとか、発注時期の平準化等々、その辺に関しても見直しているところでございます。あわせて、週休2日に関しましては、まずは国が先行して取り組んでいると。今それに追加する形で、県のほうでも発注者が指定したり、あるいは受注者が希望するということで施策を進めております。また、九州各県も足並みをそろえて、例えば九州一斉の現場、土曜日閉庁方式でやるとか、そういった取組も沖縄だけではなくて九州全県でも取組を進めているところでございますので、やはりこの働き方改革をしなければ、

人材も建設業界に集まってまいりませんので、この辺はしっかり部としても取り組んでいきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 工事現場でこの工事は週休2日を取っていますというような横幕を張っている工事とかも最近よく見るようになってきたんですけど、もうそれが本当に当たり前になるような、そういった社会にしていけないと、そういうやっぱり公共工事からきちんと率先してやるべきだと思いますので、そののちきちんと普及するように皆さん頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 すみません、今の続きでちょっと教えてほしいんですけど、その労基法が変わって、今1日8時間、週5日の週休2日制というのが法で定められていると思うんですけど、土木の現場ではそれは適用されないんですか。

○玉城守克技術・建設業課長 建設業におきましては、この適用というのが令和6年からということで、今その暫定的にまだ適用されていないところがございまして、令和6年からは完全適用となる予定となっております。

○比嘉瑞己委員 はい、ありがとうございます。

説明の中で、受注者のほうが希望してもできるし、発注者のほうからもそれは義務づけることができるわけですね。その理解でいいですか。

○玉城守克技術・建設業課長 はい、そうでございます。

○比嘉瑞己委員 ちょっと最後になります。部長、そうであれば、沖縄県公契約条例をつくって、皆さんそうやって労働者の環境を守ろうという立場に今なっていると思うんですね。これもう今の仕組みの中でも、県が必ず週休2日取りなさいよということではできるわけだから、こういった補正ではなくて、当初から週休2日を前提とした発注方法にするべきじゃないですか。

○玉城守克技術・建設業課長 これにつきまして、今試行的に進めているというところもあって、今このような発注方法になっていますが、また次年度から

は積算のほうも前もって計上する等、令和6年労基法の完全施行に合わせて、それまでには週休2日を浸透させる取組として進めていきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 本格実施が令和6年ですけれども、それでも先駆けて県が、せっかく条例もつくっているわけですから。やっぱりこういうところで先駆性を発揮していただきたいと思います。

終わります。

○下地康教副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○下地康教副委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序等について協議)

○下地康教副委員長 再開いたします。

乙第30号議案及び乙第31号議案の工事請負契約についての議決内容の一部変更についての議決議案2件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案及び乙第31号議案の議決議案2件は可決されました。



次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○下地康教副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、令和3年4月に議決した「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書」の要請に係る議員派遣について協議した結果、議員派遣を実施しないことで意見の一致を見た。また、事務局から、本委員会の海外・県内視察調査については、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら実施時期を検討し、委員長と調整しながら進めていきたい旨説明を行った。)

○下地康教副委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は3月10日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

副委員長 下地康教